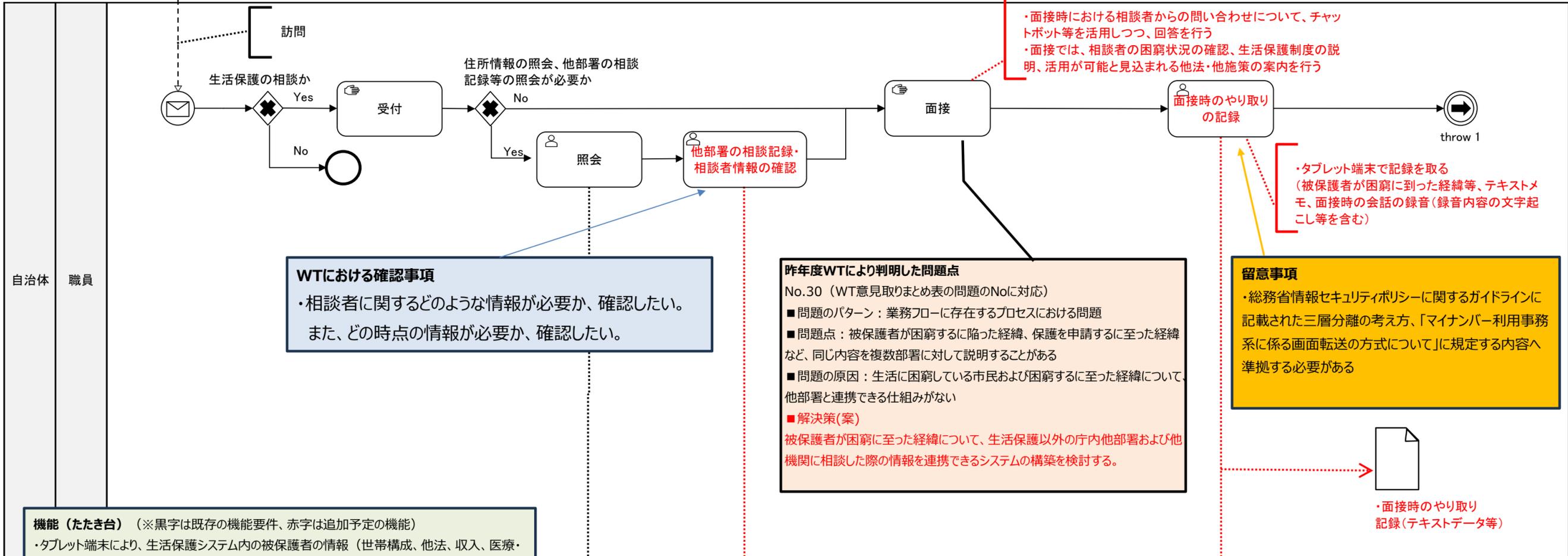


業務区分	生活保護	業務フロー	面接相談
業務分類	生活保護申請・決定（変更等含む）		



WTにおける確認事項

- 相談者に関するどのような情報が必要か、確認したい。
- また、どの時点の情報が必要か、確認したい。

昨年度WTにより判明した問題点
No.30 (WT意見取りまとめ表の問題のNoに対応)

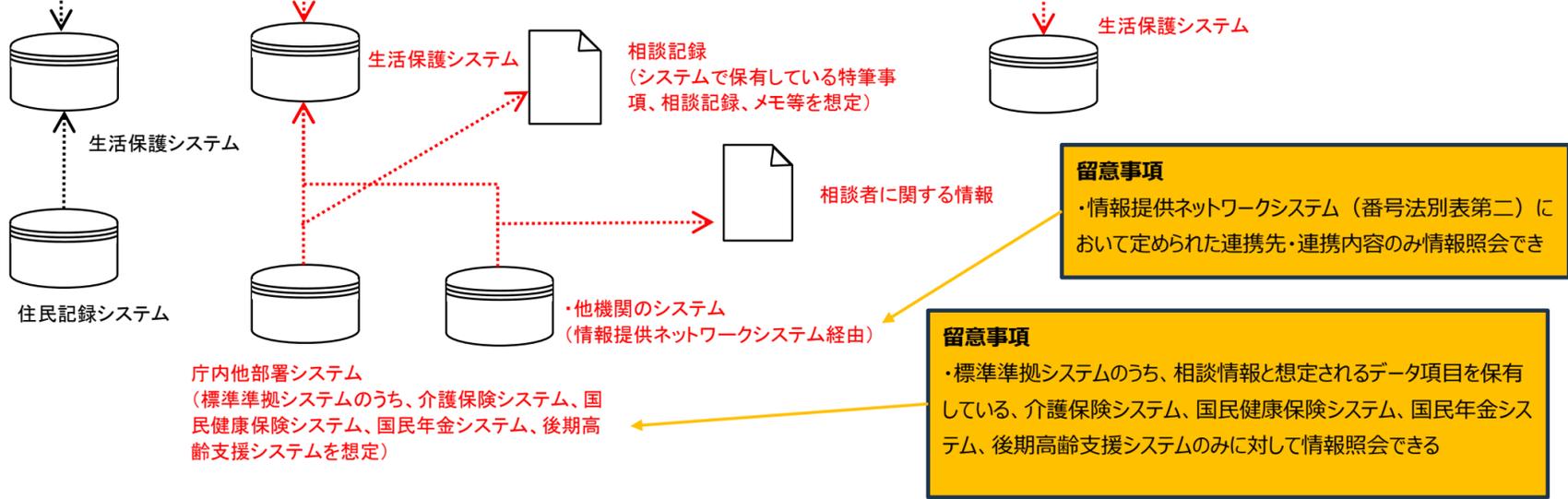
- 問題のパターン：業務フローに存在するプロセスにおける問題
- 問題点：被保護者が困窮するに陥った経緯、保護を申請するに至った経緯など、同じ内容を複数部署に対して説明することがある
- 問題の原因：生活に困窮している市民および困窮するに至った経緯について他部署と連携できる仕組みがない
- 解決策(案)
被保護者が困窮に至った経緯について、生活保護以外の庁内他部署および他機関に相談した際の情報を連携できるシステムの構築を検討する。

留意事項

- 総務省情報セキュリティポリシーに関するガイドラインに記載された三層分離の考え方、「マイナンバー利用事務系に係る画面転送の方式について」に規定する内容へ準拠する必要がある

機能（たたき台）（※黒字は既存の機能要件、赤字は追加予定の機能）

- ・タブレット端末により、生活保護システム内の被保護者の情報（世帯構成、他法、収入、医療・介護扶助）を照会できること。
- ・タブレット端末において、タッチペンによる手書き又は定型文入力により訪問記録を登録・修正できること。
- ・タブレット端末に保存した情報を生活保護システムに取り込むことができること。
- ・庁内他部署の標準準拠システム、標準準拠システム以外の庁内他部署のシステム、他機関のシステム（情報提供ネットワークシステム接続先）から相談者の過去の相談状況等を生活保護システムに連携、または相談情報等（CSVファイル等）を取り込むことができること。
- ・相談者（面談者）との会話内容を録音できること。
- ・被保護者との会話内容の録音からテキストデータを作成できること。
- ・被保護者との会話内容のテキストデータをもとにして、面接記録の素案を作成できること。
- ・生活保護実施要領、生活保護法、関係通知等の情報をもとにして、ケースワーカーの入力した質問事項への回答を提示できること。
- ・介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、後期高齢支援システムが保有



留意事項

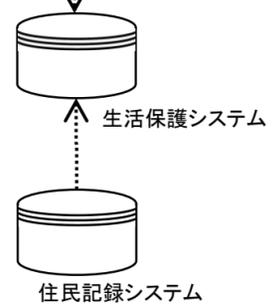
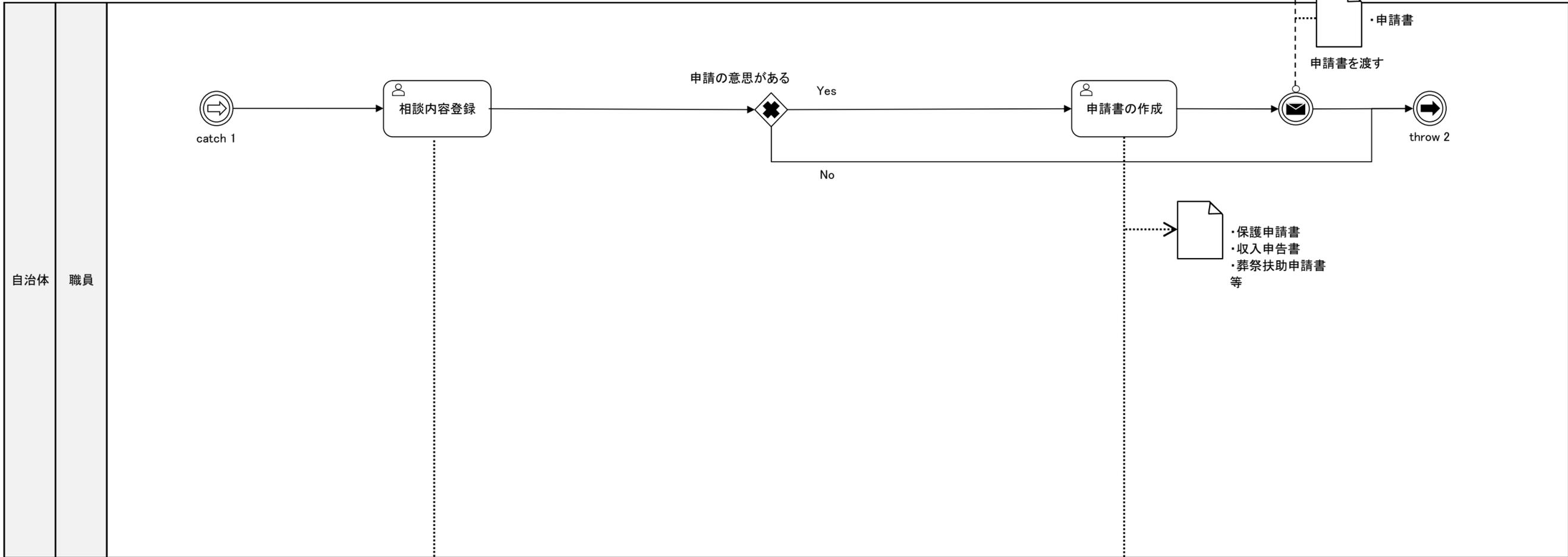
- 情報提供ネットワークシステム（番号法別表第二）において定められた連携先・連携内容のみ情報照会でき

留意事項

- 標準準拠システムのうち、相談情報と想定されるデータ項目を保有している、介護保険システム、国民健康保険システム、国民年金システム、後期高齢支援システムのみに対して情報照会できる

業務区分	生活保護	業務フロー	面接相談
業務分類	生活保護申請・決定（変更等含む）		

住民	申請者
----	-----



業務区分	生活保護	業務フロー	面接相談
業務分類	生活保護申請・決定（変更等含む）		

住民	
----	--

